

報告・協議3

県立高等学校における通級による指導の実施について

このことについて、別紙のとおり報告します。

平成29年12月21日

広島県教育委員会教育長 下崎 邦明

# 広島県立高等学校における「通級による指導」実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定に基づき、広島県立高等学校（以下「高等学校」という。）において通級による指導を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## 第2 定義

この要綱において、通級による指導とは、高等学校に在籍する障害のある生徒のうち、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服することを目的とした指導が必要な者（以下「対象生徒」という。）に対して、高等学校における特別の指導の場（以下「通級指導教室」という。）で行う特別の教育課程による指導（以下「特別の指導」という。）をいう。

## 第3 対象生徒

- 1 第2に規定する対象生徒とは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱がある生徒をいう。この場合において、対象生徒に係る具体的な判断は、平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」に定めるところによる。
- 2 高等学校の校長は、特別支援教育コーディネーター（学校内及び関係機関並びに保護者との連絡調整役として特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員をいう。）を連絡・調整役として生徒の実態把握を行い、校内委員会等における検討を経て通級による指導が必要であると判断した生徒を、広島県教育委員会と協議の上、対象生徒として決定する。

## 第4 通級による指導の形態

通級による指導の形態は、特別の指導を行う担当の教員（以下「担当教員」という。）が、対象生徒が在籍し、通級指導教室が設置された高等学校（以下「設置校」という。）に赴き、当該高等学校内の通級指導教室において指導を行うものとする。

## 第5 担当教員

担当教員は、広島県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の教員とし、広島県教育委員会から設置校の教員との兼職発令を受けた者とする。

## 第6 通級指導教室の運営

設置校の校長は、全職員の協力のもとに通級指導教室を適切に運営するものとする。

## 第7 通級による指導の実施

- 1 設置校の校長は、通級による指導を実施する際、対象生徒の通級による指導における指導目標及び指導内容を明記した個別の指導計画を作成し、効果的な指導を行う。

- 2 通級による指導の単位認定は、対象生徒が個別の指導計画に従って特別の指導を履修し、個別に設定された目標を達成したと校長が判断した場合に行うものとする。
- 3 設置校の校長は、通級による指導の開始、終了及び中止についての対応を適切に行うこととする。

## 第8 教育課程

- 1 通級による指導は、学校教育法施行規則第140条に規定する「特別の教育課程」によるものとする。
- 2 設置校の校長は、対象生徒に係る特別の指導を、当該生徒の教育課程に加え、又はその一部に替えて「特別の教育課程」を編成することができる。
- 3 設置校の校長は、前項の規定により編成した「特別の教育課程」を、広島県教育委員会へ届け出るものとする。

## 第9 指導内容

- 1 通級による指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 通級による指導の授業時数は、年間35時間を1単位とし、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。対象生徒に係る週当たりの授業時数は、対象生徒の障害の状態を十分考慮して負担過重にならないように配慮する。

## 第10 指導要録

- 1 設置校の校長は、対象生徒に係る指導要録を管理する。
- 2 前項の指導要録には、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や修得した単位数を記載するものとする。

## 第11 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の引継ぎ等

校長は、保護者の同意を得るなど個人情報の適切な取扱いに留意しつつ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を進学先又は就職先等に引き継ぎ、支援の継続性の確保に努めるものとする。

## 附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

< 広島県立高等学校における「通級による指導」に係る対象生徒の決定プロセス >

これまで高等学校で行われてきた取組に，特別支援学校のセンター的機能（以下「センター的機能」という。）を活用した生徒への支援（以下「直接支援」という。）を加え，段階的に丁寧な実態把握を行う中で，通級による指導の対象生徒及びそれに必要な指導内容を決定する。

1 高等学校においてこれまで行われてきた取組

- (1) 高等学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり，授業等の様子や前籍校，保護者等からの情報及びチェックリストを活用し，学習面及び生活面で特別な支援を必要とする生徒の在籍，状態について把握する。...第1段階
  - (2) 特別な支援を必要とする生徒の在籍の可能性がある場合は，校内委員会等で共有するとともに，特別支援教育の考え方を生かした，分かりやすい授業づくりを行い，その取組を実施することでの生徒の状態について詳細に把握する。...第2段階
  - (3) 高等学校は，特別支援教育の考え方を生かした，分かりやすい授業づくり等の実施を通して把握したことを校内委員会等で共有するとともに，校長が個に応じた指導・支援が必要と判断した場合は，個別の指導計画等を作成し，当該生徒に対して計画的，組織的に指導する。...第3段階
- 第1～3段階において，高等学校はセンター的機能を積極的に活用することが望ましい。

2 直接支援

校長は，校内委員会等で個別の指導計画等の検証を行い，校長が通級による指導に準じた支援が必要であると判断し，生徒及び保護者が希望した場合，広島県教育委員会特別支援教育課に実施の協議を行う。直接支援の実施決定後，直接支援の実施を個別の教育支援計画に，直接支援の目標，内容等を個別の指導計画に記載し，当該高等学校の教員を同席させた上で，直接支援を開始する。...第4段階

3 通級による指導の開始

校内委員会等で，直接支援の状況や，個別の指導計画等の目標達成状況の検証を行い，校長が定期的に通級による指導が必要であると判断し，生徒及び保護者が希望した場合，校長は広島県教育委員会特別支援教育課に実施の協議を行う。通級による指導の実施決定後，通級による指導の実施を個別の教育支援計画に，通級による指導の目標，内容等を個別の指導計画に記載し，通級による指導を開始する。...第5段階

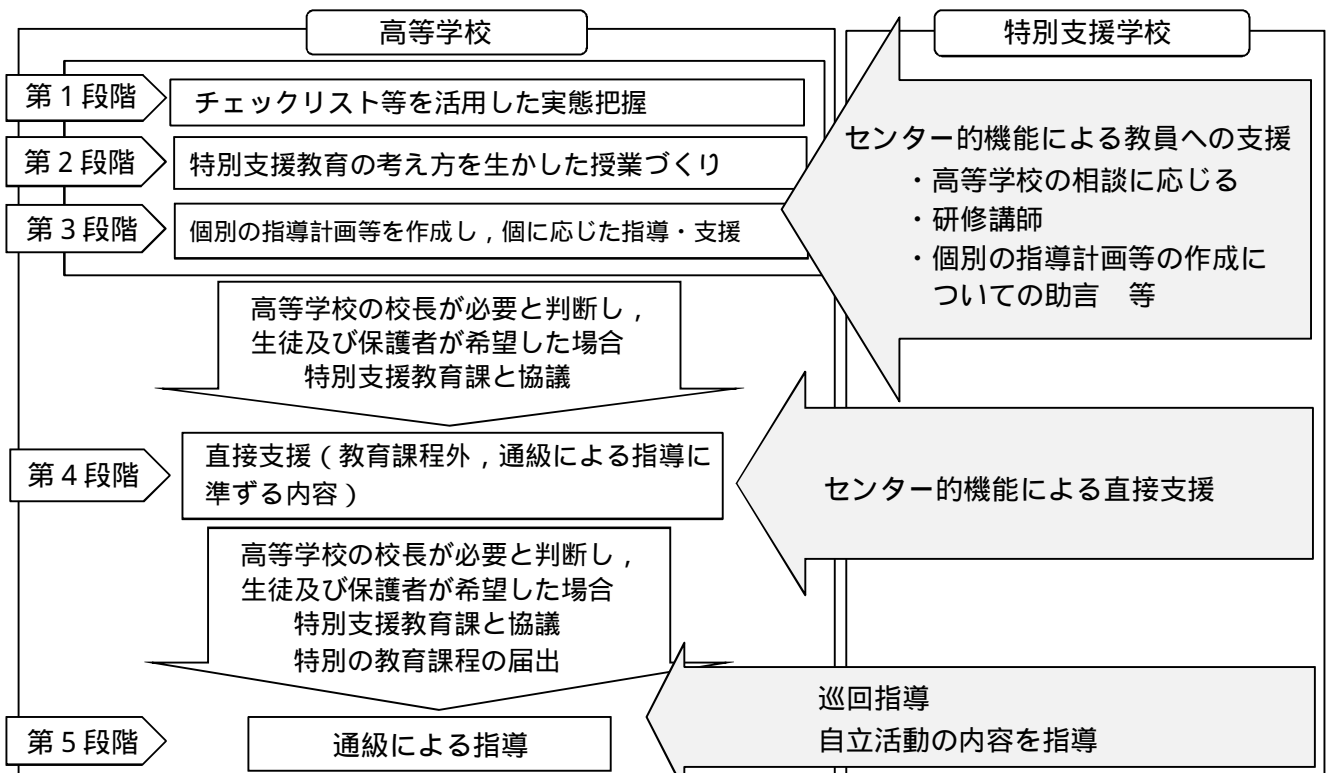


図 広島県立高等学校における「通級による指導」に係る対象生徒の決定プロセス

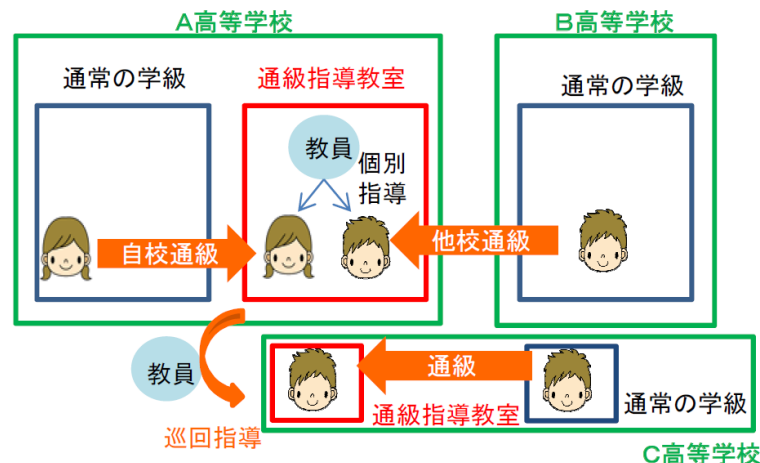
# 高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができるニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けている児童生徒数

	平成5年度	平成27年度
小学校	11,963人	80,768人
中学校	296人	9,502人

## ●通級による指導の実施形態



## 省令等の改正

(施行：平成30年4月1日)

### ①省令（学校教育法施行規則）の改正

- ・高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者（※1）を教育する場合、**特別の教育課程**によることができる  
 （※1）言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱（小・中学校と同様）

### ②告示の改正

- ・障害に応じた特別の指導を**高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える**ことができる
- ・障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、**年間7単位**（※2）を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる  
 （※2）中学校の時数と同程度
- ・小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の内容に係る規定の**趣旨を明確化**（※3）  
 （※3）従来は「**障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む**」と定められていたところ、**障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服**という本来の目的に照らし、**障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う**ことができる趣旨であることを明確化

### ●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必履修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・ 科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
--------------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	----------

### ●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必履修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に 応じた 特別の 指導	特別 活動
--------------------------------	------------------------	-------------------	-------------------------	----------

授業時数  
が増加

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで

## （８）通級による指導

通常の学級で学ぶ児童生徒の中には、障害があるために学習の効果が上がりにくい児童生徒もいます。このような児童生徒に対し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室）で行うことができる「通級による指導」を小学校、中学校、義務教育学校または中等教育学校の前期課程で行っています。

広島県では、平成5年度に通級指導教室が開設されました。対象児童生徒数は毎年度増加しています。

（平成30年度から高等学校においても通級による指導が実施可能となります。）

通級による指導では、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などを対象にし、個別指導を中心に、必要に応じてグループによる指導を行っています。

通級による指導では、特別支援学校の学習指導要領の「自立活動」の目標や内容を参考にし、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行っています。

また、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことができます。

その他、通級指導教室担当者は、児童生徒が在籍する通常の学級においても必要な支援を受けられるようにするため、児童生徒の学級担任などとも連携をとっています。

通級による指導の時間数は、学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）の場合は、年間10単位時間から280単位時間、それ以外の障害の場合は、年間35単位時間から280単位時間を標準としています。（1単位時間を小学校では45分、中学校では50分としています。）



障害特性に応じた個別の指導  
（運動機能の協応性を高める指導）



障害特性に応じたグループによる指導  
（ソーシャルスキルの指導）



在籍学級担任等との連携

通級による指導の状況（公立）

年度	小学校		中学校		計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童生徒数
平成 12 年度	25	393				
平成 13 年度	26	459				
平成 14 年度	26	475				
平成 15 年度	28	505				
平成 16 年度	27	554				
平成 17 年度	28	577				
平成 18 年度	30	617				
平成 19 年度	34	681	1	3	35	684
平成 20 年度	39	781	1	18	40	799
平成 21 年度	39	925	3	36	42	961
平成 22 年度	41	994	3	66	44	1,060
平成 23 年度	41	1,087	4	78	45	1,165
平成 24 年度	42	1,144	5	91	47	1,235
平成 25 年度	44	1,216	5	100	49	1,316
平成 26 年度	51	1,306	5	108	56	1,414
平成 27 年度	55	1,399	7	102	62	1,501
平成 28 年度	60	1,562	7	134	67	1,696
平成 29 年度	74 <sup>1</sup>	1,700	9 <sup>2</sup>	142	83	1,842

（各年度 5 月 1 日現在）

1 小学校 74 校のうち、7 校は担当者兼務校（巡回型通級）

2 中学校 9 校のうち、2 校は担当者兼務校（巡回型通級）

通級指導教室設置状況（公立，担当者本務校）

市 町	学 校 名	教 室 数
広 島 市	袋 町 小	3
	中 島 小	2
	本 川 小	1
	牛 田 小	2
	荒 神 町 小	2
	皆 実 小	2
	井 口 明 神 小	2
	井 口 台 小	1
	古 市 小	4
	原 小	2
	真 亀 小	1
	落 合 小	1
	可 部 南 小	2
	船 越 小	3
	五 日 市 東 小	3
	国 泰 寺 中	1
	段 原 中	1
	中 広 中	1
福 山 市	南 小	1
	霞 小	4
	深 津 小	1
	樹 徳 小	1
	引 野 小	2
	御 幸 小	3
	神 村 小	2
	伊 勢 丘 小	3
多 治 米 小	1	

市 町	学 校 名	教 室 数
福 山 市	宜 山 小	1
	新 涯 小	1
	駅 家 西 小	1
	神 辺 小	1
	湯 田 小	1
	鷹 取 中	1
	幸 千 中	1
	駅 家 中	1
呉 市	一 ツ 橋 中	1
	三 坂 地 小	2
	横 路 小	1
	呉 中 央 小	2
竹 原 市	昭 和 中 央 小	1
	竹 原 西 小	1
大 竹 市	小 方 小	1
	大 竹 小	1
東 広 島 市	西 条 小	1
	寺 西 小	2
	板 城 小	2
	御 蘭 宇 小	1
	八 本 松 小	1
	小 谷 小	1
	高 屋 西 小	1
	三 ツ 城 小	3
中 黒 瀬 小	1	
廿 日 市 市	廿 日 市 小	1
	平 良 小	1
	大 野 東 小	1
	大 野 西 小	1
府 中 町	府 中 南 小	2
海 田 町	海 田 西 小	1
	海 田 南 小	1
坂 町	坂 小	1
安 芸 高 田 市	可 愛 小	1
	向 原 小	2
三 原 市	三 原 小	1
	中 之 町 小	1
	南 小	1
	沼 田 東 小	1
	本 郷 小	1
	久 井 小	1
尾 道 市	大 和 小	1
	高 須 小	3
	向 東 小	2
府 中 市	因 北 小	2
	府 中 学 園	1
世 羅 町	世 羅 小	1
設 置 学 校 数 合 計	74 校	111

(平成 29 年 5 月 1 日現在)